新座市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

新座市児童発達支援センター条例(令和元年新座市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正 後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応 する改正後部分に改める。

改 正 後 改 正 前

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第43条に規定する児童発達支援センターとして、新座市児童発達支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(事業)

- 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) [略]
 - (2) 法<u>第6条の2の2第5項</u>に規定する保育 所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」 という。)
 - (3) 「略]

(利用資格)

- 第8条 センターを利用することができる者は、 次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各 号に定める者とする。
 - (1) 「略]
 - (2) <u>第3条第3号</u>に掲げる事業 市内に住所を有する児童(法第4条第1項に規定する児童をいう。)、その保護者その他の市長が当該事業による支援の必要があると認める者

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164 号。以下「法」という。) <u>第43条第1号</u>に 規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u>として、 新座市児童発達支援センター(以下「セン ター」という。)を設置する。

(事業)

- 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 「略]
 - (2) 法<u>第6条の2の2第6項</u>に規定する保育 所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」 という。)
 - (3) 「略]

(利用資格)

- 第8条 センターを利用することができる者は、 次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各 号に定める者とする。
 - (1) 「略]
 - (2) 第3条第2号に掲げる事業 市内に住所を有する児童(法第4条第1項に規定する児童をいう。)、その保護者その他の市長が当該事業による支援の必要があると認める者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提 出するものである。